

[事案 2021-103] 損害賠償請求

・令和3年12月21日 裁定終了

<事案の概要>

年金受取時の贈与税の課税について、募集人から誤った説明を受けたことを理由に、贈与税額相当額の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年1月に契約した個人年金保険（契約者は夫、被保険者・年金受取人は自分）について、年金受取開始前である令和3年1月に、年金受取人を変更しようとしたところ、個人年金保険料税制適格特約が付加されていることから、受取人の変更が不可能であることが判明し、贈与税が課税された。しかし、以下等の理由により、贈与税額相当額を損害賠償してほしい。

- (1) 契約当時に募集人から、「(保険料負担者と年金受取人を別の人にすると、年金受給時に) 贈与税がかかるので、(将来) 受取人の変更をしましょう。」と言われていた。
- (2) 個人年金保険料税制適格特約が付加されていることから、受取人の変更が不可能であるにもかかわらず、上記(1)の説明があったことは納得いかない。

<保険会社の主張>

契約時に募集人が、「贈与税がかかるので、(将来) 受取人の変更をしましょう。」という発言をしたことはなく、募集人は、令和2年5月に初めて贈与税についての説明をしていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明があったことは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。